

## 演題発表における代理発表について

本会では、学術集会、地方会学術集会、研究会での演題発表における代理発表を、以下のよう  
に扱います。

1. 筆頭者が都合により発表できない場合、原則として、共著者に限って代理発表することを認める。
2. 筆頭者の都合により共著者が代理発表した場合でも、筆頭者には「筆頭者の発表単位」が、代理発表した共著者には「共著者の発表単位」が付与される。ただし、検査士有資格者は「筆頭者の発表単位」のみ付与される。
3. 1つの演題に対して、「筆頭者の発表単位」が2重（筆頭者及び代理発表の共著者）に付与されることはない。
4. 事情により、抄録自体の筆頭者が共著者と変わる場合は、筆頭者の交代を申請することができる。ただし、本申請の受理・不受理は、抄録号作成の進捗状況と密接に関係するため、学術集会会長などの判断によるものとする。